MICS地 域 BWAサービス



サービス契約約款

ミクス Air 個人情報保護について クレジットカード支払いによる特約 電気通信事業 第 26 条に基づく提供条件の概要表示 MICS インターネットサービス利用規約

> 2022年6月30日 ミクスネットワーク株式会社



目次

第	1章	総則	1 -
	第1条	(約款の適用)	1 -
	第2条	(約款の変更)	1 -
	第3条	(用語の定義)	1 -
第	2章	契約	2 -
	第4条	(BWA サービスの種類等)	2 -
	第5条	(契約の単位)	2 -
	第6条	(契約申込みの方法)	2 -
	第7条	(契約申込みの承諾)	2 -
	第8条	(契約申込みの撤回等)	- 3 -
	第9条	(最低利用期間)	- 3 -
	第 10 条	♥(契約の成立)	- 3 -
	第 11 条	会(利用開始日)	- 3 -
	第 12 条	🗧 (契約者の氏名等の変更の届出)	- 3 -
	第 13 条	≷(譲渡・貸与の禁止)	- 4 -
	第 14 条	﴿(契約者の地位の承継)	- 4 -
	第 15 条	﴿(契約者が行う契約の解除)	4 -
	第 16 条	﴿(当社が行う契約の解除)	4 -
	第 17 条	会(契約者識別番号)	- 5 -
		🗧 (契約者識別番号その他の情報の登録)	
	第 21 条		- 5 -
		会(暗証番号)	
		ミ(端末機器の貸与)	
		ミ(端末機器の運用)	
第	3章 自	営端末設備又は自営電気通信設備の接続等	6 -
		自営端末設備の接続等	
		ミ(自営端末設備の認証情報の登録等)	
		冬(自営端末設備に異常がある場合等の検査)	
		会(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)	
		会(自営端末設備の電波法に基づく検査)	7 -
		自営電気通信設備の接続等	
	第 32 条	(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)	- 8 -

MICS地域BWAサービス契約約款

第33条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)	8 -
第34条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)	8 -
第4章 提供中止及び提供停止	8 -
第 35 条(提供中止)	8 -
第 36 条(提供停止)	8 -
第5章 通信	9 -
第 37 条(インターネット接続サービスの利用)	9 -
第 38 条(通信の条件)	9 -
第 39 条(提供の制限)	9 -
第6章 料金等	10 -
第 40 条(料金の適用)	10 -
第 41 条(基本使用料の支払義務)	10 -
第 42 条(手続きに関する料金の支払義務)	11 -
第 43 条(料金の計算等)	11 -
第 44 条(割増金)	11 -
第 45 条(遅延利息)	11 -
第7章 保守	11 -
第 46 条(当社の維持責任)	11 -
第 47 条(契約者の維持責任)	11 -
第 48 条(契約者の切分け責任)	11 -
第49条(設備の修理又は復旧)	12 -
第8章 損害賠償等	12 -
第 50 条(責任の制限)	12 -
第 51 条(免責)	12 -
第9章 雑則	13 -
第 52 条(承諾の限界)	13 -
第 53 条(利用に係る契約者の義務)	
第 54 条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)	
第 55 条(法令に規定する事項)	14 -
第 56 条(閲覧)	15 -
第 57 条(通信の秘密)	15 -
第 58 条(国内法への準拠)	15 -
第 59 条(定めなき事項)	15 -
第10章 個人情報保護	15 -
第60条(個人情報について)	
料金表	15 -
通 則	15 -
別記	
個人情報保護について	
カレスシャルード 古ガリンに関する性効	- 99 -

MI	CS地域B	W4#-	ビス契約約款
IVI I	CUNKED	VV A 2	上 八 大

電気通信事業	第 26 条に基づく提供条件の概要表示	23
MICS インター	・ネットサービス利用規約	24

第1章 総則

第1条(約款の適用)

ミクスネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づきこの MICS 地域 BWA サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより MICS 地域 BWA サービス(サービス名称は「ミクス Air」以下「BWA サービス」といいます。)を提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

7,345 CTSC SC->713 HETS CA'S	- 4000の息外で使用しより。
用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人
	の通信の用に供すること
3. 電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者、又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及び、これと一体として
	設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5. BWA サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、インターネットプロトコ
	ルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の
	場所との間を接続する伝送路設備及び、これと一体として設置される交換設備
	並びにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。)
6. BWA サービス	BWA サービス網を使用して行う電気通信サービス
7. BWA サービス取扱所	1. BWA サービスに関する業務を行う当社の事業所
	2. 当社の委託により BWA サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8. 契約	当社から BWA サービスの提供を受けるための契約
9. 契約者	当社と契約を締結している者
10. 無線機器	BWA サービスに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域
	を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送
	受信装置
11. 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
12. 契約者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備と無線機器との間に設定され
	る電気通信回線
13. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14. 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則((平成 16 年 1 月 26 日)総務省令
	第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)第 3 条で定める種類の
	端末設備の機器
15. 自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であ

	って、端末設備以外のもの
16. 契約者識別番号	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号又は契
	約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
17. SIM カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、BWA サ
	ービスの提供を受けるために、当社が契約者に貸与するもの
18. 認証情報	BWA サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、端末設備
	又は自営電気通信設備の認証に使用するもの
19. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
20. 技術基準	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)で定める技術基準
21. 消費税等相当額	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税
	される消費税の額並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 及び同法の規定に
	基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条(BWAサービスの種類等)

契約には、別に定める料金表に規定する品目があります。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第6条(契約申込みの方法)及び第7条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第5条(契約の単位)

当社は、契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人に限ります。

第6条(契約申込みの方法)

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を BWA サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定める BWA サービスの品目
- (2) その他 BWA サービスの内容を特定するために必要な事項

第7条(契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更する場合があります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、BWA サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
- (1) BWA サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約の申込みをした者が BWA サービスの料金その他の債務 (この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。) の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

- (4) 契約者である個人が未成年であり、親権者の同意が得られないとき。
- (5) 契約者である個人が成年被後見人、または被保佐人であり、それぞれ成年後見人、または保佐人の同意が得られないとき。

第8条(契約申込みの撤回等)

契約者は、加入申込み当日から、当社が交付する契約内容を記載した書面の受領後8日を経過するまでの間、 文書によりその申込みの撤回(以下、「初期契約解除」といいます)を行うことができます。

- 2 初期契約解除は、契約者が前項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3 初期契約解除の場合、契約者は当該サービスの利用料、および手数料を支払うものとします。
- 4 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は端末機器、および当社より貸与または提供されたその他の機器を申込みの撤回後 1 τ 月以内に当社に返却するものとします。なお、 1 τ 月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し別に定める弁済金を支払うものとします。
- 5 初期契約解除の場合、当社は前2項に定める費用の範囲内で撤去工事並びに機器の回収を行います。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第9条(最低利用期間)

BWA サービスの最低利用期間は課金開始月より 6 ヶ月間とします。なお、最低利用期間内に契約が解除された場合は、別に定める違約金を一括して支払うものとします。

第10条(契約の成立)

契約は、契約の申込みをした者に対して当社が認証情報を発行したときに成立するものとします。

第11条(利用開始日)

契約者が当社より端末機器を受け取った日の翌日を BWA サービスの利用開始日とするものとします。

第 12 条 (契約者の氏名等の変更の届出)

契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます、以下同じとします。) に変更があったときは、そのことを速やかに BWA サービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を 送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知した ものとして扱うことに同意していただきます。
- 4 契約者が事実に反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実に反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等

を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第13条 (譲渡・貸与の禁止)

契約者が契約に基づいて BWA サービスの提供を受ける権利は、譲渡又は貸与することができません。

第14条(契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは 分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添 えて、BWA サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第12条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第 15 条 (契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとする場合は、契約の解除を希望する日の 10 日前までに BWA サービス取扱所に 当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、当社より貸与した端末機器を当社の指定する方法により、速やかに返却いただきます。

第16条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払を3ヶ月以上遅延したとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- (2) 契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 第53条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4)事業法又は電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。) に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (6)前各号のほか、この約款に違反する行為、BWA サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- (7) 当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、且つ代替構築が困難でBWAサービスの継続ができないとき。
- 2 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第17条(契約者識別番号)

BWA サービスの契約者識別番号は、一回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、BWA サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、BWA サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第 18 条 (SIM カードの貸与)

当社は、契約者に対し、SIM カードを貸与します。この場合において、貸与する SIM カードの数は、BWA サービス一契約につき一つとします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM カードを変更する ことがあります。この場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第 19 条 (契約者識別番号その他の情報の登録)

当社は、次の場合に、当社の貸与する SIM カードに契約者識別番号その他の情報の登録を行います。

- (1) SIM カードを貸与するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当社の SIM カードの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その 他の情報の登録を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第17条(契約者識別番号)第2項又は第49条(設備の修理又は復旧) 第2項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録を行います。

第 20 条 (SIM カードの情報消去及び返還)

当社は、次の場合には、当社の貸与する SIM カードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に 定める方法により消去します。

- (1) その SIM カードの貸与に係る BWA サービスに係る契約の解除があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、SIM カードを利用しなくなったとき。
- 2 当社の SIM カードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、その SIM カードを当社が 別に定める方法により、当社が指定する BWA サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- 3 前項の規定によるほか、第 18 条(SIM カードの貸与)第 2 項の規定により、当社が SIM カードの変更を 行った場合、契約者は、変更前の SIM カードを返還するものとします。

第21条(SIMカードの管理責任)

SIM カードの貸与を受けている契約者は、その SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、 故意又は過失により貸与した SIM カードを毀損又は滅失したときは、契約者は別に定める SIM カードの弁済 金を当社に支払うものとします。

- 2 SIM カードの貸与を受けている契約者は、SIM カードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、第三者が SIM カードを利用した場合であっても、SIM カードの盗難、紛失又は毀損に起因して

生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第22条(暗証番号)

契約者は、当社が別に定める方法により、SIM カードに暗証番号(その SIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。)を登録することができます。この場合において、当社からその SIM カードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社はその契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、SIM カードの暗証番号を、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

第23条(端末機器の貸与)

当社は、別に定める料金により端末機器を提供します。

- 2 当社が認める場合を除き、契約者は提供した端末機器の交換を請求できないものとします。
- 3 前項の場合、契約者は端末機器を本来の用法に従い且つ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、 故意又は過失により貸与した端末機器を毀損又は滅失したときは、契約者は別に定める弁済金を当社に支払う ものとします。
- 4 契約者は、契約が解除されたときは貸与した端末機器を1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別に定める弁済金を当社に支払うものとします。

第24条(端末機器の運用)

当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認めた場合、端末機器に対し必要なデータの更新等を行うことがあります。

2 契約者は、前項の更新を承諾するものとします。

第3章 自営端末設備又は自営電気通信設備の接続等

第1節 自営端末設備の接続等

第25条(自営端末設備の接続)

契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備(端末機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び BWA サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。)を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定める BWA サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その接続が別記3に規定する技術基準及び技術的条件(以下「技術基準等」といいます。)に適合しないとき。
- (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (1)技術基準適合認定規則様式第7号又は様式第14号の表示等により、当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第26条(自営端末設備の認証情報の登録等)

当社は、当社が必要と認める場合において、その自営端末設備(無線機器に限ります。)の認証情報その他の情報の登録、変更又は消去(以下「認証情報の登録等」といいます。)を行います。

第27条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 契約者は、第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、 その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第28条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備(無線機器に限ります。以下この条において同じとします。)について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 契約者は、前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第29条(自営端末設備の電波法に基づく検査)

前条に規定する検査のほか、自営端末設備(無線機器に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第2節 自営電気通信設備の接続等

第30条(自営電気通信設備の接続)

契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備 (無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び BWA サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。)を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定める BWA サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しないときを除き、その請求を承諾します。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを 除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第31条(自営電気通信設備の認証情報の登録等)

自営電気通信設備 (無線機器に限ります。) の認証情報の登録等については、第 26 条 (自営端末設備の認証情報の登録等) の規定に準ずるものとします。

第32条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第28条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準ずるものとします。

第33条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

自営電気通信設備(無線機器に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第28条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

第34条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

自営電気通信設備 (無線機器に限ります。) の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第 29 条 (自営端末設備の電波法に基づく検査) の規定に準ずるものとします。

第4章 提供中止及び提供停止

第35条(提供中止)

当社は、次の場合には、BWA サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第39条(提供の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する提供について別に定めがあるときは、当社は、その定めるところにより付加機能の提供を中止することがあります。
- 3 前2項の規定により BWA サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第36条(提供停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間 (BWA サービスの料金その他の債務 (この約款により支払を要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間) その BWA サービスの提供を停止することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)
 - (2) 契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3)第12条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

- (4) 契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の BWA サービスに係る料金その他の債務 又は契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。) について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 契約者がその BWA サービス又は当社と契約を締結している他の BWA サービスの利用において第 53 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7)第27条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)もしくは第32条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又は、その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8) 第28条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第29条(自営端末設備の電波法に基づく検査)、第33条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第34条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により BWA サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、前項第5号の規定により、提供停止を行う場合であって、 緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

第5章 通信

第37条(インターネット接続サービスの利用)

契約者は、インターネット接続サービス(BWA サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第38条(通信の条件)

当社は、BWA サービスを利用できる区域について、別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 2 BWA サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
- 3 BWA サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 4 当社は、一つの無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部もしくは一部を破棄します。
- 5 電波状況等により、BWA サービスを利用して送受信された情報等が破損又は減失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第39条(提供の制限)

当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常 事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の 確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とす る通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。 2 当社が請求した次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)

機関名

気象機関 水防機関

消防機関 災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関 別記2の基準に該当する新聞社等の機関

預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 3 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由 することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 4 当社は、BWA サービスの運用及び品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う 通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。
- 5 無線区間(契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。)における通信については、AXGP 方式によりセキュリティを確保いたしますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 6 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を移設、増設 もしくは減設(以下「移設等」といいます。)することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行う ことができなくなる場合があります。
- 7 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、あらかじめそのことを契約者 に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 料金等

第40条(料金の適用)

当社が提供する BWA サービスの料金は、基本使用料、手続きに関する料金とし、別に定めるところによります。

2 料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。

第 41 条 (基本使用料の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した翌日から起算して契約の解除があった日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日と同一の日である場合は、1日間とします。)について、基本使用料の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により BWA サービスを利用することができない状態が生じたと きの料金の支払いは、次によります。
- (1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- ア 利用の一時中断をしたとき
- イ 提供停止があったとき

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、第50条(責任の制限)に定める場合を除き、BWA サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

第42条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、BWA サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還するものとします。

第43条(料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、通則に定めるところによります。

第 44 条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第45条(遅延利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

第46条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第47条(契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備(無線機器に限ります。)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります。)を、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合するよう維持していただきます。

第48条(契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して契約者から要請があった場合には、当社が別に定める BWA サービス取扱所又は当社が指定する者が、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

第49条(設備の修理又は復旧)

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、その契約者識別番号を変更することがあります。

第8章 損害賠償等

第50条(責任の制限)

当社は、BWA サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その BWA サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻から、その利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を 24 で除した数に利用料金の月額の30分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
- 3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により BWA サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など(コンピュータプログラム、メールなど)についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。
- 5 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第51条(免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づき当社が定める BWA サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気

通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 BWA サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された 契約者の情報の消失その他サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規定にて定める以外 は一切の責任を負わないものとします。
- 4 インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウエア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないこととします。この件について契約者はあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。
- 5 当社は第39条(提供の制限)をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については一切責任を負わないものとします。

第9章 雑則

第52条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき又は、料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第53条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

端末設備(自営端末設備にあっては、無線機器に限ります。)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

- 2 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- 3 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。
- 4 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する 態様で BWA サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。
- 5 位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 6 契約者は、BWA サービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
- (1) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為
- (2) 第三者又は当社の著作権、その他知的財産権を侵害する行為
- (3) 第三者の財産、個人情報、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- (4) 第三者又は当社の情報を改ざん、消去する行為
- (5) 第三者の同意を得ることなく、又は不当な手段により第三者の個人情報、プライバシー情報、公開されていない情報を収集する行為

- (6) 第三者又は当社を誹謗中傷し、名誉、信用をき損する行為
- (7) 第三者又は当社に成りすましてサービスを利用する行為
- (8) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (9) 大量のメールを送信する行為及び当該依頼に応じて転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、 無断で広告・宣伝・勧誘等のメールを送信する行為、嫌悪感を与える電子メールを送信する行為
 - (10) 第三者又は当社の設備などに無権限でアクセスする行為並びに設備の運営を妨げる行為
 - (11) 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為
 - (12) 詐欺等の犯罪的行為及びそれに結びつく行為
- (13)無限連鎖講(いわゆるネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (14) 事実に反する情報を送信・掲載する行為
- (15) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為
- (16) 約款に違反する行為その他インターネットの運営を妨げるすべての行為
- (17)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) 本項各号に該当するおそれがあるもしくは助長すると当社が判断する行為
- (19) その他、当社が不適切と判断する行為
- 7 契約者は、第1項から第4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 8 ID等を紛失した場合や第三者に知られた場合、又は第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、契約者はただちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 9 当社はID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。契約者はID等の管理責任を負うものとし、ID等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。
- 10 契約者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウエアなどを自己の費用と責任において準備し、契約者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。
- 11 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第54条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第55条(法令に規定する事項)

BWA サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 56 条 (閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第57条(通信の秘密)

当社は、事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。

- 2 刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索) その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

第58条(国内法への準拠)

この約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、当社本社所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第59条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、 解決にあたるものとします。

第10章 個人情報保護

第60条(個人情報について)

別紙1のとおりとする。

料金表

通 則

(料金の計算方法)

1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

(端数処理)

2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 3 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等に おいて支払っていただきます。クレジットカードの範囲内で契約者がして逸するクレジットカードでクレジットカード会社の規定に基づいてお支払いいただけます。また利用料金その他の金融機関の自動振替、クレジットカードによる支払いについて領収書は発行しないものとします。
- 4 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。 (料金)
- 5 契約者が支払いを要する額は、料金表に規定する料金に消費税等を加算した金額とします。 (料金等の臨時減免)

MICS地域BWAサービス契約約款

- 6 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時 に、その料金又は工事費に関する費用を減免することがあります。
- 7 当社は、料金等の減免を行ったときは、BWA サービス取扱所に掲示する等の方法でお伝えします。

第1表

BWA サービスに関する料金表

第1基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、MICS 地域 BWA サービス契約約款第 41 条(基本使用料の支払義務)によるほか、次の通りとします。

2 一契約における利用料(税込)

品目	料金額	備考
ミクス Air	月額 3,190 円	SIM カードおよび端末機器貸与費を含む

メールアカウントおよびホームページ容量の提供はありません。

3 手続きに関する料金(税込)

区分	単位	料金額
新規加入手数料	初回登録時のみ	3,300 円/1 回線につき
端末機器機種変更	端末機器の機種を変更する	3,300 円/1 台 1 回につき
手数料	際、支払いを要する料金	
解約撤去費	利用契約を解除する場合	3,300 円/1 回線につき
違約金	利用開始より6か月以内で	(1)2022 年 6 月 30 日までに締結した契約
	契約を解除する際に支払い	MICS 地域 BWA サービスの月額料金(税込)×残余期間
	を要する料金	※残余期間とは、最低利用期間より歴月を
		経過した月数差し引いた月数をいいます。
		(2)2022 年 7 月 1 日以降に締結した契約
		MICS 地域 BWA サービスの 1 か月分の月額料金(税抜)
		とします。付加機能利用料は含まれません。
弁済金	端末機器 (SIM カード含む)	27,500 円/ 1 台につき
	SIM カードのみ	3,300 円/1 回線につき

付則

(実施期日)

この料金表は平成 31 年 4 月 1 日より実施します 付則

(実施期日)

この料金表は令和1年10月1日より実施します

別記

1. BWA サービスの提供区域等

当社の BWA サービスの提供区域は当社営業エリア内を主とします。

なお、設備の整備状況により接続可能なエリアに変更が生じる場合があります。

2. 新聞社等の基準

用語	用語の意味	
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社	
	(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議すること	
	を目的としてあまねく発売されること	
	(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること	
2 放送事業者	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項第 26 号に定める基幹放	
	送事業者及び一般放送事業者	
3 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊	
	新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情	
	報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする追	
	信社	

3. 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

4. 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その自営端末設備(無線機器に限ります。以下この別記 4 において同じとします。) もしくは自営電気通信設備(無線機器に限ります。以下この別記 4 において同じとします。)を、当社が指定した期日に当社が指定する BWA サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 認証情報の登録等を行うとき。
- (2)第29条(自営端末設備の電波法に基づく検査)又は第34条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
 - (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

付則

付則(平成31年4月1日)

(実施期日)

この約款は、平成31年4月1日より実施します。

付則(令和1年10月1日)

(実施期日)

この約款は、令和1年10月1日より実施します。

別紙1

個人情報保護について

第1条(加入者個人情報の取扱い)

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という)に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針(以下「宣言書」という)及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

- 2 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」という)が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。
- 3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者 個人情報を正確且つ最新の内容に保つよう努めます。

第2条(加入者個人情報の利用目的等)

当社は、サービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- 一 サービス契約の締結
- 二 サービス料金の請求
- 三 サービスに関する情報の提供
- 四 サービスの向上を目的とした視聴者調査
- 五 受信装置の設置及びアフターサービス
- 六 サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- 七 サービスの提供に関連しての第三者への提供(第三項に該当する場合に限る)
- 2 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である とき
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得る ことが困難であるとき
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - 一 本人が書面等により同意した場合
 - 二 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項を あらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目

- ウ 第三者への提供の手段又は方法
- エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
- 三 第3条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
- 四 第4条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
- 五 当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報をUFJカードもしくはJCBカードに提供する場合(これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人からへ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます)
- 4 当社が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、表1のとおりです。
- 5 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」という)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
- 6 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、 遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知す ることにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、そ の旨を本人に対して通知します。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第3条(加入者個人情報の共同利用)

当社は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

- 2 当社は、約款第9条第3項の規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は約款第20条第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、約款第9条第3項又は約款第20条第2項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
- 3 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書に定めます。

第4条(加入者個人情報の取扱いの委託)

当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

- 2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3 当社は、第一項の委託先との間で、第2条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要且つ適切な監督を行います。
- 4 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第5条(安全管理措置)

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第6条(本人による開示の求め)

本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

- 2 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする)当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第7条(本人による利用停止等の求め)

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- 一 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
- 二 加入者個人情報の利用の停止
- 三 加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 2 当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
- 3 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)及びその理由 を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第8条(本人確認と代理人による求め)

当社は、第2条第6項、第6条1項又は第7条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2 本人は、第2条第6項、第6条1項又は第7条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第9条(本人の求めに係る手数料)

当社は、第2条第6項及び第6条1項の求めを受けた場合は、表2に定める手数料を請求します。

- 2 前項の手数料は、当社から本人(加入者に限る)に対して、通知又は開示をした月の有料放送料金と合わせて収納します。
- 3 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第10条(苦情処理)

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切且つ迅速な処理に努めます。

2 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第11条(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

当社は、第2条第6項、第6条第1項又は第7条第1項に基づく求め、第10条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第12条 (保存期間)

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別紙1別表3に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第13条(加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

- 2 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
- 3 前二項の規定は、第6条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

表 1

加入者個人情報を提供する第三者の一覧表

業務	会社名
該当無し	

表 2

加入者が行う請求の種別とその料金(税込)

加入者が行う請求の種別	手数料
個人情報の利用目的および開示	3,300 円

表 3

加入者個人情報の種類とその保存期間

種類	保持期間
申込情報	契約解除後 6 ヶ月
利用明細	料金支払い後7年間
通信履歴	料金支払い後2ヶ月

クレジットカード支払いに関する特約

契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規 約に基づいて支払うものとします。

クレジットカード支払いにおいては収納代行会社 (ソニーペイメントサービス株式会社) を通じてお支払いい ただきます。

- 2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

電気通信事業 第26条に基づく提供条件の概要表示

制定 平成16年4月1日 改定 平成30年10月1日 改定 令和2年12月11日 改定 令和4年1月1日 改定 令和4年5月25日 改定 令和4年6月30日 ミクスネットワーク株式会社 代表取締役社長 大川和昌

電気通信事業サービス

弊社電気通信事業サービスの提供に際し、電気通信事業法第 26 条に基づき、提供条件の概要説明を記載いたします。よく ご理解の上、ご契約いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1. 電気通信事業者の名称 ミクスネットワーク株式会社
- 2. 電気通信事業者の問合せ連絡先

代表 0564-25-2402(営業時間 10:00 ~ 17:00 年中無休)

- 3. 電気通信サービスの名称、及びその種別
 - (1)マルチメディア通信網サービス

(2) ミクス Air (地域 BWA サービス)

4. 適用される料金

無料の役務提供・または割引等はございません。

標準工事外(弊社施設外の改修・追加工事等)工事費用・調整費用はこれら料金の中には含まれておりません。

- 5. 解約条件等
 - (1)解約時、費用がかかります。
 - (2) 但し、壁面の補修、穴埋めなどの家屋への補修作業は含みません。
- 6. ベストエフォート型サービスについて

弊社サービスは、ベストエフォート型のサービスです。接続機器の設定値を元に速度表記を行なっております。通信設備の状況や他のインターネット接続の環境(トラフィックの混雑等による回線状況による著しい速度の低下等)、外来雑音・流合雑音などの影響で、当該表示速度が出ない場合がございます。

- 7. IP 電話サービスについて
 - IP 電話サービスは、インターネット接続サービスの付加機能サービスです。

このため、回線状況が著しく低下した場合、一般加入電話に比較して音声が聞き取りづらいなどの通話品質が低下することがあります。

8. 緊急連絡先

サポートセンター フリーコール: 0800-200-0080 24 時間受付

有線テレビジョン放送事業

弊社有線テレビジョン事業サービスの提供に際し、提供条件の概要説明を記載いたします。よくご理解の上、ご契約いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1、2、4、5、8項につきましては電気通信事業サービスに同様
- 3. 有線テレビジョン事業サービスの名称、及びその種別
 - (1) デジタル放送サービス
- 6. サービス提供の範囲外
 - (1) 落雷等により加入者施設及び受信機等が棄損・破損した場合においては、MICSは送信義務の責任を負いません。
 - (2) 天災・事変等、不可抗力により有線テレビジョン放送設備が既存・破損した場合においては、MICSは送信義務の責任を負いません。また、この場合MICSは加入者に対して有線テレビジョン放送施設の修復に要する期間の利用料等は免除いたしません。
 - (3) これ以外にも、極度の集中豪雨などの天候不順により弊社施設での電波受信が困難な場合・Eスポなど地球規模の 電波障害発生など、サービス提供ができない場合がございます。

MICS インターネットサービス利用規約

第1章 総則

第1条(利用規約)

この利用規約は、ミクスネットワーク株式会社(以下「MICS」といいます)が提供するインターネットサービス(以下「サービス」といいます)を MICS 地域 BWA サービス契約約款に規定するインターネット契約者(以下「契約者」といいます)が利用する際の一切に適用します。

第2条 (本規約の範囲)

- 1.MICS が契約者に対して発する第4条所定の通知は、この規約の一部を構成するものとします。
- 2.MICS が、この規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約等で規定する各サービスの利用上の決まりおよびその他の利用条件等の告知(以下、併せて「利用規約等」といいます。)も名目の如何にかかわらず、この会員規約の一部を構成するものとします。
- 3.この規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条(本規約の変更)

- **1.MICS** は契約者の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合にはサービスの利用 条件は変更後の規約によります。
- 2.変更後の規約については MICS が別途定める場合を除いて、ホームページ等のオンライン上(以下「オンライン上」といいます。) に表示した時点より効力を生じるものとします。

第4条 (MICS からの通知)

- 1.MICS はオンライン上の表示その他 MICS が適当と判断する方法により契約者に対し随時必要な事項を通知します。
- 2.前項の通知は、MICS が当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第5条(禁止事項)

契約者は本サービスを利用して以下の行為を行わないものとします。

- (1) MICS もしくは他者の著作権、商標等知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしく信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告は表示または送信する行為
- (6) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録受けないで、金銭貸付の広告を行う行為

- (8)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれ勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正書き換え、または消去する行為
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムを送信または掲載する行為
- (12) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (13)他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (15) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人脅迫等) を請負し仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む) する行為
- (16)人の殺害現場画像等残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著し く嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなど行為
- (18) その行為が前各号いずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様 又は目的でリンクをはる行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれ高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害する情報を、不特定の者を掲載等させることを助長する行為
- (20) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると MICS が判断した行為

第6条 (契約者の関係による利用)

MICS が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といます。)に利用させる目的で、且つ当該の本サービス(以下「関係者」といます。)に利用させる目的で、且つ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様に本規約を順守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、契約者は当該関係者が第5条(禁止事項)各号に定める禁止事項のいずれかを行い、または その故意または過失により MICS に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、 この利用規約の各条項が適用されるものとします

第7条 (情報等の削除)

MICS は、契約者による本サービスの利用が第5条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から MICS に対しクレーム、請求等が為され、且つ MICS が必要と認めた場合、またはその他理由で本サービスの運営上不適当と MICS が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置いずれかまたはこれらを組みわせて講ずることがあります。

- (1) 第5条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるよう要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等解消ため協議を行うよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求ます。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または 表示情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲

覧できない状態に置きます。

- (5) 第10条に規定する連絡受付体制の整備が講じられていな場合、連絡受付体制の整備を要求します。
- 2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとます。

第8条 (児童ポルノ画像のブロッキング)

MICS は、インターネット上の児童ポルノ流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、MICS は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

- 2. MICS は、前項の措置に伴い必要な限度で当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態置く場合があります。
- 3. MICS は、前二項の措置については児童の権利を著しく侵害する自動ポルノに係る情報のみを対象とし、また通信の秘密を不当に侵害せず且つ違法性が阻却されると認められた場合に限り行います。

第9条 (青少年にとって有害な情報の取扱について)

契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号、以下 「青少年インターネット環境整備法」)第 2条 11 項の特定サーバ管理者(以下「の特定サーバ管理者(以下「特定サーバ管理者」という。)となる場合は同法第 21 条の努力義務について十分留意 するものとします。

- 2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報うち、第1条に規定する情報を除く。 以下同じ。)の発信が行われたことを知ったときまたは自ら当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。
- (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
- (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法より18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
- (3) 青少年にとって有害な情報を削除する。
- (4) 青少年にとって有害な情報の URL をフィルタリング提供事業者に対して通知する。
- 3. MICS は、サービスにより MICS の判断おいて青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第 21 条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
- 4. 前項に基づく当社の通知対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に 回答した場合は、当社は、当該契約者の判断を尊重するもとします。
- 5. 前項の場合であっても、MICS は第2項(4)の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります

第10条(連絡受付体制の整備に関して)

契約者は、サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、 情報発信に関するトラブルを防止すること目的して、下記に例示する方法等により、 第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとし

ます。

- (1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。
- (2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。

なお、上記(2)に例示した方法より連絡を受け付ける体制整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。

2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、MICS が連絡を取りうる連絡先を MICS に対し通知することとします。

第11条 (関連法令の遵守)

MICS はこの利用規約に定める措置を講ずる際において、関連法令の定める範囲内で適切な措置を講ずるものとします。

附則

1. この利用規約は2017年12月15日から実施します。

MEMO

MEMO

MEMO



ミクスネットワーク株式会社

〒444-2137 岡崎市薮田一丁目1番地5 フリーコール:0120-345-739

FAX:0564-87-5941

mail: info@catvmics.ne.jp

 $URL: \underline{https://www.catvmics.ne.jp}$

営業時間:10:00~17:00